

令和2年9月18日

令和2年 第9回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第27号 福岡市南区選挙管理委員の異動について

議案第28号 検察審査員候補予定者名簿に搭載する者について

議案第29号 裁判員候補予定者名簿に搭載する者について

議案第30号 筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所
について

議案第27号

福岡市南区選挙管理委員の異動について

次のとおり，福岡市南区選挙管理委員に異動があった旨を告示するもの。

令和2年9月18日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

1 退職

住 所	氏 名	退職年月日
	徳永 榮治	令和2年8月29日

2 就任

住 所	氏 名	就任年月日
	白川 一憲	令和2年9月11日

【参考】

福岡市区選挙管理委員会規程（抜粋）

（委員の異動の手続）

第6条 委員に異動があったときは，委員会は，直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第28号

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和2年度検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和2年9月18日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
38人
- 2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
38人

(根拠)

・検察審査会法第10条第2項の規定による。

【参考】検察審査会法(昭和23年7月12日法律第147号) **※略文**

第10条

2 選挙管理委員会は、(選挙人名簿登録者の中から検察審査員候補者として検察審査会事務局から通知された人数をくじで)選定した者について、選挙人名簿に記載をされている氏名、住所及び生年月日の記載をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

議案第29号

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和2年度裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和2年9月18日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

裁判員候補者予定者名簿に登載する者
770人

(根拠)

- ・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第2項の規定による。

【参考】裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号) **※略文**
(裁判員候補者予定者名簿の調製)

第21条

- 2 選挙管理委員会は、(選挙人名簿登録者の中から裁判員候補予定者として地方裁判所から通知された人数をくじで)選定した者について、選挙人名簿に記載をされている氏名、住所及び生年月日の記載をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

議案第30号

筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

平成30年9月1日現在調製の筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所を次のように定め、告示する。

令和2年9月18日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

福岡市南区塩原三丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局

(根拠)

・議決及び告示 旧漁業法第89条第5項の規定による。

【参考】漁業法(昭和24年12月15日法律第267号) ※略文

(選挙人名簿)

第89条

5 選挙管理委員会は、毎年10月20日から11月3日までの間、市役所又は当該選挙管理委員会が指定した場所において、選挙人名簿を選挙人の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該選挙管理委員会は、縦覧開始の日前3日までに縦覧の場所を告示しなければならない。